

Title	手塚富雄, 千田是也, 岩淵達治監修 『ゲオルク・ビューヒナー全集全一巻』に寄せて
Sub Title	A review on publication of the complete works of Georg Büchner by Japanese edition
Author	篤木, 能雄
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1971
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.64, No.5 (1971. 5) ,p.339(105)- 346(112)
JaLC DOI	10.14991/001.19710501-0105
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19710501-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

保護規定が、他の労働者に比較して、低賃金労働者の賃金水準をひき上げなかったという十分な証拠があるのであって、これと同じように、賃金委員会が制度的に存在しているからといって、賃金が高産業に比較して格別上昇したということも考えられないのである。だとすれば、賃金委員会なるものは、実際上の賃金や労働条件にたいして有効な規制を發揮する自主的な産業別交渉よりも無力ということになり、賃金委員会の仕事が、最低の水準を決定することである以上、このことはほとんどさげられないものとなるのである。

しかしながら農業においては例外で、ここでは、雇用が非常に多くの小規模な単位の農場において行われ、農業賃金委員会 (Agricultural Wages Boards) は、大抵の賃金委員会よりも強力な規制力をもっているのである。しかしながら、農業のような一部の産業を別とすれば、そして配給業および食品仕出業のように、賃金委員がその機能を發揮させている産業も例外的にはあるが、全体としては賃金委員会制度そのものは、次第に衰退しつつあるといえることができる。賃金委員会のもつ構造的な欠陥は、それが、個々の工場内において、経営者とショップ・スチュアートもしくは他の労働者の代表の間における集合的ないし団体的取引の発展を促進する手段とはなっていないことである。いうまでもなく委員会の構造は、一般の関心が、産業レベルでの団体交渉に集中していたときに建設されたものであり、従って、それは、いまや職場交渉 (workplace bargaining) の重要性が認識され、その手続きが整えられているときには、不適當なものとなりつつあるのである。賃金委員会が、真にその役割を果し、有効な組織の発展により大きな貢献をなすためには、「最低賃金の規定によってはあつかわれぬ、従って賃金検査官が処理しない問題について、組合によって提起された不満にとりくむこと」ができなければならない (p. 67, No. 266)。そのような観点から報告書は、賃金委員会の権限が、個々の労働者や労働者のグループが、その代表者を通じて提起した問題をとりあつかうための紛争の手続きを制定するように強化されなければならないことを提案するのである。農業賃金委員会にしても、この種の紛争解決機構を設立する権限が与えられなければならない。以上のように職場交渉を中心と

して、団体交渉が進展し、産業レベルではなく、職場レベルないし工場レベルで紛争が激化するとすれば、ここに当然、強制仲裁の問題がでてくる。

報告書は、最近、イギリスの大組合、たとえば、運輸一般労働組合 (Transport and General Worker's Union)、合同機械工組合 (Amalgamated Engineering Union) および一般都市労働者組合 (General and Municipal Worker's Union) などが、一方的な紛争の仲裁の回復を主張していることをのべている (p. 68, No. 267)。多くの小規模な組合もほぼ同様な主張をしているが、これによれば、それは、労働組合が承認されておらず、ストライキが闘争の武器として利用されない雇用部門においては、一方的な仲裁は、労働者にとって救済を意味するものであり、雇用者にたいして団体交渉を義務づけ、もしくはそれを促進するものである。しかし一方的仲裁の回復は、同時に重要な問題をほらみ、全体としての労使関係制度の将来の発展の脈絡のなかで考えられなければならない。労使関係の円滑をはかる労使関係委員会の仕事を支持するものとして、一方的仲裁を考えた場合に、3つの面がある。第1に、雇主が組合の承認を拒否するとき、委員会は一方的仲裁の権利をもつ権限をあたえられること、第2に、雇主側がたとえ、組合承認の勧告をうけいれる場合でさえも、労働者が伝統的にストライキを忌避しあるいは小単位の職場にわかれている場合には、実効のある交渉をさげることができぬ。このような場合には、委員会は、組合要求の公正な決定を行うための手段およびその組織を強化するための手段として、一方的仲裁を推薦する権限があたえられるべきである。そして第3に、労働組合がすでに承認されている産業においてさえ、委員会が一方的仲裁を行う権限を有すべきだとされる場合もある (p. 70, No. 273)。以上のように、労使関係委員会の一方的仲裁の勧告という形での権限強化は、それが、労使関係の機構の運営の健全化に貢献しうる限りにおいてであり、その面からみた場合、賃金委員会と強制仲裁制度は相互に密接に関連してかなり重要な役割を果すものである。報告書はさらに、所得政策をめぐる賃金委員会および仲裁制度の関連についてふれている (未完)。

—1971・3・14—

研究ノート

手塚富雄、千田是也、岩淵達治監修

『ゲオルク・ビューヒナー全集全一巻』に寄せて

蔦木能雄

1

ゲオルク・ビューヒナー Georg Büchner (1813~1837) は戯曲、『ダントンの死』Dantons Tod 1835 等のすぐれた文学作品の作者として広く知られてはいるが、この人物が同時にドイツ社会主義運動の有力な先駆者であり、しかもドイツの哲学史上重要な地位を占める唯物論者、ルートヴィヒ・ビューヒナー Ludwig Büchner (1824~1899) の兄であることはあまり知られてはいない。

特に彼の著、『ヘッセンの急使』Der Hessische Landbote 1834 が『共産党宣言』出版以前の19世紀ドイツにおける最も意義ある革命文書と評され、その名をドイツ社会主義運動史上にとどめていることからみても彼を社会思想上見落すことはできないのである。

2

ビューヒナーの社会主義運動は、七月革命の影響を受けてヨーロッパ諸国が封建制度に反対する全面的な闘いを通じてブルジョア的変革のための基盤を形成する時代を迎えようとしていた時に起ったものである。

当時、34の領邦と4つの自由都市に分裂していたドイツにおいては民族的統一を求める運動が、ごく自然に高まっていった。その中で、1832年5月27日のハムバハ祝祭 Das Hambacher Fest は広汎な大衆に支持された国民的大運動に発展した。この運動は参加者3万人を数え、農民、労働者、手工業職人、小生産者、婦女子を含めた広汎な階層の人々の参加を見るものであった。この祝祭事件の意義は、これまでの大学の中

心とした少数の知識人による単なる反体制運動ではなかった点にある。

「ハムバハの祝祭は、うまく利用すれば善良な人々の祝祭となりうる」というメッテルニヒの発言を裏付けするかのようになり、祝祭から1ヶ月を経た6月28日には民族的民主運動に対する弾圧強化を内容とする連邦議会決議が布告され、当局の追及が始まるのであった。

翌、33年4月3日にはフランクフルト監視所襲撃事件 Frankfurter Wachensturm が起きるが、却って民主主義運動弾圧の公然とした口実となり、この事件を契機に反体制運動の中心舞台はドイツ国外に移ったのである。

この時、ビューヒナーは遠くフランス領シュトラスブルクよりこの二事件を眺めていた。彼は「現在の時点ではどんな革命運動も空しい企てであり……ドイツ人の〔政治的〕無関心ときたらまったく箸にも棒にもかからないもので、あてにしたらひどい目にあう」との見方から、この二事件には冷やかな態度を示してはいたが、フランクフルト事件の失敗者達には同情の念を寄せることしきりであった。

祖国を追われた革命家達は解決すべき問題が何たるかを認識し、ドイツ国外から国内に向けて革命闘争を行っていくのであった。このような運動の尖兵となったのは、いち早く政治的に目覚めた少数の手工業職人、亡命知識人等であった。彼らの亡命先はフランス、スイス、イギリス、ベルギー等であり、特にパリは亡命者のみならずドイツ人が多数生活していた。その数は少なく見積っても7万人と言われ、1836年に公表されたパリの人口が90万人であったことを考えると

注(1) フランツ、メーリング、足利末男、平井俊彦、林功三、野村修共訳『ドイツ社会民主主義史』(上) ミネルヴァ書房、京都、1968年、60ページ。

(2) 『ゲオルク・ビューヒナー全集全一巻』以下本書と略。305ページ~306ページ、1833年4月5日付、家族宛の手紙。

(3) Kowalski, Werner, *Vorgeschichte und Entstehung des Bundes der Gerechten*, Berlin 1962, S. 38-S. 39.

大変な数であると言えよう。

7月革命直後のパリは、さながらヨーロッパ革命の中心舞台であり社会情勢は混沌としていた。そのような情勢の中でバブーフ主義を実践しようとする「民友協会」La Société des Amis du Peuple と「人権協会」La Société des Droits de l'homme なる二大結社が公然とした活動を展開しており、外国人亡命者に与える思想的影響はすこぶる大きかった。特に「人権協会」は徒に陰謀遊戯を主張する「民友協会」から離れた会員を獲得して一大勢力を築くにいたっていた。この結社の特徴は結成分子の多くが学生と労働者であったことである。

シュトラースブルクに留学していたビューヒナーは当地にあった「人権協会」の支部に近づき、その精神と組織論を学んでいたようである。後に彼がギーゼン、ダルムシュタットで「人権協会」を組織するのであるが、その時の協会員も多くは学生と労働者、特に手工業職人であった。

パリに亡命したドイツ人達は、この「人権協会」の影響を受けて外国におけるドイツ最初の政治結社である「ドイツ人民協会」Der Deutsche Volksverein を組織し、ビラヤパンフレット等を発行して革命運動の中心点がいかなるものでなければならぬかを啓蒙宣伝していた。だがしかし、一方では、フランス政府の反動化が着々と進行していた。1833年10月には結社禁止を強化する予告が出され、翌34年2月10日には街頭呼売人取締法によって共和主義結社の活動範囲が著しく狭められていった。更に追い打ちをかけるように4月10日には結社禁止法が施行されたのである。これ以後、大衆運動は行動の自由を奪われ、解消するか地下へ潜るかの道をとらざるを得なくなるのである。

「ドイツ人民協会」も方針の転換を迫られ、その結果5月11日の総会で解体を宣言せざるを得なくなるのであった。その後、協会は厳格な規約と規律を整え、「ドイツ亡命者同盟」Der deutsche Bund der Geächteten という共和主義的秘密結社に姿を変えるのであるが、この同盟は後に近代労働者階級解放史上に不朽の文書となって現われる『共産党宣言』を綱領に持つ『共産主義者同盟』Der Bund der Kommunisten の母体とな

注(4) 平井 新「バブーフ主義と秘密結社」三田学会雑誌24巻6号、昭和5年、参照。

(5) 本書、580ページ、「ゲオルク・ビューヒナー小伝」参照。

(6) 島崎晴哉『ドイツ労働運動史』青木書店、東京、1968年、第2刷、298ページ～314ページ参照。

(7) Engels, Friedrich, *Deutsche Zustände* III. in; MEW Bd. 2, Berlin 1970, S. 583 訳、大月版全集2巻「ドイツの状態」608ページ。

るものであった。

こうして祖国を追われた革命家達がドイツ国外から本国に向けて革命闘争を展開する一方で、それに呼応するかのようドイツ本国においても活発な闘いが展開されようとしていた。それがビューヒナーを中心とするヘッセンの運動なのである。このヘッセンの運動は1834年6月12日のウィーンにおけるドイツ諸侯の秘密会議が自由主義、民主主義運動の発展をすべて阻止するための議定書を締結し、「1834年から1840年までのあいだ、ドイツではあらゆる大衆運動が死滅」する時代を今まさに迎えようとしている時に起きたのである。それはちょうど燃え尽きる直前のロークにたとえることができるであろう。

3

ビューヒナーは1813年10月17日にヘッセン大公国の首都ダルムシュタットに近いゴッデラウで当地の行政区外科医であるエルンスト・カール・ビューヒナーとその妻ルイーゼ・カロリーネとの間に6人兄弟の長男として生まれ、10月28日にカール・ゲオルクと命名された。ビューヒナーの父方の祖父は医学博士でラインハイム行政区の外科医であり、また彼の母方の祖父は秘密顧問官でありホーフハイムの病院長でもあったというから生粋の医者の家系に生まれたビューヒナーが医学研究を志すようになるのは至極当然であったようである。彼の兄弟は、いわゆる出来が良く特に三番目の弟ルートヴィヒは『力と物質』*Kraft und Stoff* (1855)の著者として高名な自然科学者となっており、ドイツ唯物論哲学の重要な地位についたのである。

ビューヒナーが3歳の時に父が大公国の宮廷医官に昇進するに及び一家の生活本拠はダルムシュタットに移った。ビューヒナーのギムナジウム入学までの教育は主として母から受けていたということであり、母のシラー熱は大変なものであったらしく、彼の文学者としての才能は母親譲りのものであろう。

父はフランス大革命の同時代の人であり、医師として当時フランス軍の指揮下にあったオランダの部隊に加わり、二、三の戦役を体験したこともあった。彼は当時の時代思潮に興味を持っていたとのことであり、特

に革命の後に出版された『われらの時代』という雑誌を読みながら、自ら体験した出来事を反すうしたり補ったりして家族に聞かせたりした。父の体験談とそうした読書とがビューヒナーに特にきわだった影響を与え、かの『ダントンの死』を書かせる主要動機にさえなったと言われている。

自由の精神に満ちたりた家庭に育ったビューヒナーは18歳の時にギムナジウムを卒業するのであるが、予備知識の不足と近視眼のためにおくれをとっていた数学を除けば優秀な成績であり、とりわけギリシア、ラテンの両古典語に長じ、特に歴史の知識は豊富であった。この歴史知識の豊富さが後に彼をしてフランス大革命の歴史研究を行わせた結果、歴史に潜む必然の法則を認識し得させた重要な要素となっていることは疑い得ない。彼の歴史観はおよそ次のようである。「ひとりひとりの人間は波間に浮ぶあぶくにすぎず、大立物もほんの偶然の産物だし、天才が統治するといったって操り人形で鉄の法則に対して滑稽千万な悪あがきをしているだけ、これを認識するのが人間にはせいっぱいで、これを支配することは不可能なんだ。……必然というのはいまわしい呪いの言葉だ。人間はこの洗礼を授けられてきたんだ」と。この歴史観には観念思想は見られず歴史の発展過程の中に人類を見いだそうとする思想が現われている。ビューヒナーの歴史の対象認識をマルクジズムのそれと比較することは不可能であろうか。

話は前後するが、ギムナジウム卒業後のビューヒナーはシュトラースブルク大学医学部に1831年11月9日付で入学している。シュトラースブルクの町は七月革命の感激から未だ覚めてはおらず、「自由万歳」の声はそこかしこに響きわたっていた。彼のこの町での第一ページはポーランド革命に敗れた悲劇の英雄、ラモリーノ将軍一行を市民と共に迎えたことから始まっている。

フランスでの大学生活はビューヒナーの全精神を解放するものであり彼の短い生涯のうちで最も楽しい、華やかなそして充実したものであったに違いない。

一方、七月革命はなるほどブルジョア社会の基盤を形成するものではあったが他方それは革命の中心勢力

となって活躍した圧倒的多数の人民には政治的裏切りと経済的困窮を与える性質のものとなり始めていた。深く鋭い洞察力を持ち、「当時のドイツに政治的に登場していた誰よりも政治的事情に明るい」ビューヒナーにこの革命の茶番が見抜けないはずがなかった。はたして彼はその天才的洞察力でこの歴史の茶番を見破っている。いわく「シャルル十世が王位からひきずりおろされた時には、ドイツおよび全ヨーロッパは大いなる歓びを抱き、抑圧されたドイツ諸州も自由のための闘いに武装していた。そこで諸侯らはいかにして人民の憤怒からまぬがれるべきかを協議したが、彼らのうちの策略にたけたやつらは、ワレラガ権力ノ一部ヲ譲渡シテ、ソノ残リヲ確保シヨウ、と言った。そして人民の前に出てこう語った。オマエラガ手ニ入レヨウト、タタカッテイル自由ヲ、オマエラニオクロウ——やつらは恐怖にふるえながら、わずかばかりのガラクタを投げ与え、やつらの慈悲とやらについておめきちらした。人民は残念なことに、やつらの言葉を信じ、安心して眠りこんでしまったのだ。こうしてドイツもまたフランスと同じく欺かれてしまった」と。さらに「僕はつねに自分の信条に従って行動するつもりですが、最近次のようなことを学びました。すなわち、大衆ののびきならぬ窮乏しか変革をひき起すことはできない」と述べ、物質的、つまり経済的窮乏こそが唯一の革命的要素であるとの見解に達している。彼がいつの間に、しかもどこでこのようなことを学ぶに至ったかは明らかではないが、おそらく「人権協会」シュトラースブルク支部での政治、経済談義から影響を受けていることは疑いのないことであろう。

フランスでの留学生活は実り多かったが、あっけなく終わってしまった。というのは当時のヘッセン大公国の規則によれば後期2年間は出身地の大学で学ぶことが定められていたからである。彼はギーゼン大学医学部に入学することになるのだが、この部分は次章に譲ることにしよう。

後期2年間の学生生活の大部分は「ギーゼン人権協会」を中心とする革命運動に費やされ、その結果、彼が得たものはドイツにおける革命への失望と幻滅であ

注(8) 本書、265ページ。ヴィルヘルム・ビューヒナーのフランツォース宛の手紙。

(9) 同上、451ページ～452ページ。ゲオルク・ビューヒナーの大学入学資格証明書参照。

(10) 同上、316ページ。1834年3月10日頃、婚約者宛の手紙。

(11) メーリング、前掲書、61ページ。

(12) 本書、253ページ。「ヘッセンの急使」参照。

(13) 同上、307ページ～308ページ、1833年6月。家族宛の手紙。

った。「……政治的変革の可能性が信じられるとは、口が裂けても言えない。ここ半年ばかり前から、いまは何もすべきでない、いま〔行動〕に身を投ずるのは間違いないで、むざむざ命を捨てるようなものだということを確認するようになった。詳しいことは言えないが、僕にはよくわかっている。自由主義者の一派がどんなに弱体でどんなにくだらない存在で、どんなに分裂しているかをよく知っているし有効な統一行動が不可能なこと、どんな試みをして、なんの効果も生みはしないこともよく知っている」と憤まんやる方ない気持を漏らしている。だがしかし、彼は目下の革命行動に幻滅を感じたのであって「貧富階級関係だけが世の中でたった一つの革命的要素」であるとの基本的見解は依然堅持され、その後も彼が革命思想の持主であることには違いなかった。

革命運動に敗れたビューヒナーは当局の追及を逃れて再びシュトラースブルクにきたのであるが、ここでの生活は解剖学と哲学と文筆活動の20ヶ月間であり、科学者、思想家そして作家としてのビューヒナーの姿が見られる。この間の彼は父に内緒で送られてくる僅かな金とヴィクトル・ユゴー全集の一部を翻訳したりすることでどうにか糊口の資を得ていたようである。

1836年の春を迎え、ようやくビューヒナーの頭上に明るい太陽が輝くようになった。この年の4月から5月にかけてシュトラースブルク博物協会 Société d'Histoire naturelle de Strasbourg でデュヴェルノワ、ラウト両教授の好意で、これは後にビューヒナーの学位論文となるものであるが、『ニゴイの神経系に関する覚書』 Sur le système nerveux du barbeau と題して講演が行われ、その結果は好評を博し、その論文は同協会雑誌に掲載されることが決まり、またその協会の準会員に推されることにもなったのである。これを機縁にチューリヒ大学の講師職をも手に入れることができ、スイスでの新しい生活を始めようとしていた。

しかし天才には不幸がつきものであった。安定した生活が保証され、シュトラースブルク留学時代に識り合った恋人との結婚を間近に控え、そのための部屋も借りた矢先に1837年2月19日、23歳4ヶ月という短い生涯を閉じてしまったのである。

ビューヒナーの生涯はギムナジウム卒業までの恵まれた生活、学生時代の波乱に満ちた一時期、そして亡命

注(14) 同上、333ページ。1835年8月、ヴィルヘルム・ビューヒナー宛の手紙。

(15) 同上、333ページ。1835(?)、カール・グツォー宛の手紙。

(16) メーリング、前掲書60ページ～61ページ。

者としてではあったが研究、文筆活動に専念できた時代と三つに分けることができると思う。特に学生生活の後期から死に至るまでのおよそ3年間に彼のすべてが凝縮されている。この3年間に語ることがビューヒナーの一生を語るのではないだろうか。

信念と情熱に生きた悲劇の天才ビューヒナーの放つ光芒は戯曲の面でも、革命思想の面でも現代にまで達している。彼の意義、彼の価値を述べるには多言を要しないであろう。

4

さて、「ギーセン人権協会」を中心に展開された革命運動とはいかなるものであったのだろうか。

もとよりギーセンを含めてヘッセン地方には七月革命の影響を受けて、封建絶対制に反対する民主主義的大衆運動の土壌があった。特に七月革命の起った秋にはオーベルヘッセンを中心に困窮した農民が蜂起するという事件が起り、この結果は、いわゆる「ゼーデルの殺戮」となって現われるのだが、これが却って大衆の心に忘れることのできない烈しい怒りを残すことになった。

このような封建主義的抑圧に反対する農民と政治的追及を受けていた一群の愛国主義者達の先頭に立って民主主義運動を推進していた指導者にワイディヒ Friedrich Ludwig Weidig (1791-1837) なる人物がいた。彼はブツバハで小学校の校長をしていた牧師で『ヘッセンのともしび』という非合法のパンフレットを通じ鋭い政治批判を行ったために官憲当局からその印刷所の発見に1,000グルデンの賞金がかげられたほどであった。ビューヒナーはこのワイディヒにアウグスト・ベッカー August Becker を通じて1834年1月頃紹介されている。

ビューヒナーは大学の後期2年間を出身地の大学で学ばねばならないというヘッセン大公国の規則に従って、1833年10月にはギーセンに赴いていたようである。フランスでの生活とくらべてドイツの片田舎の生活は退屈で、ことに政治的情況は正義感に燃えるビューヒナーの眼には堪えがたいものとして映っている。「政治を見ていると気が狂いそうになってくる。かわいそうに人民は歯をくいしばって重い荷車をひっぱり、王侯

や自由主義者達はその上で猿芝居をやっている」とその気持を友人に語っている。

日増しにつる彼の専制政治への憎しみはフランス大革命の歴史研究を通じて学びとった変革の思想と結びついていった。彼の倫理観、歴史観、強烈なヒューマニズム思想は、彼をして急速に政治活動を行わしめていった。もちろんそのような行動をとるにいたったのは彼がヘッセン地方の貧しい大衆の状況を見てとり、彼らに物質的利害を認識させれば革命の成功は十分に考えられると判断したからでもある。ベッカーを初めとして、ミンニゲローデ Karl, Minnigerode, クレム Gustav, Klemm といったビューヒナーを理解する少数の同志を獲得することもできた。

「ギーセン人権協会」は、おそくとも1834年3月中には創設されており、ビューヒナーを中心に組織固めが行われた。ギーセンのこの組織は後にダルムシュタット、ブツバハにも創設されている。ビューヒナーの影響を受けていたかどうかは定かではないが、「人権協会」はドレーズデン、ザクセンにも創設されていたということである。

「人権協会」の当面の目的は国民的な革命 Nationalrevolution を通じて政治的、社会的情勢を暴力的に変革することであると、その革命から生み出されるはずの体制が何であるかは明示してはいないが、共和制を望んでいたようである。しかしブルジョア的共和制をはるかに越えた体制を志向していたことは確かであった。なぜなら「人権協会」の基本姿勢は貧しき大衆の社会的解放にあったからである。

「人権協会」が抑圧された人民の自発的蜂起にも前衛の孤立した行動にもよるものではなく、大衆を、特に貧しい農民を広汎にわたって来たるべき革命に向わせるためのパンフレットによって煽動と宣伝を計画したのは、ビューヒナーの貢献に負うところすこぶる大きい。その来たるべき革命に広汎な大衆を向わせるためのパンフレットが『ヘッセンの急使』であった。

5

『ヘッセンの急使』はビューヒナーによって1834年5

月中旬にギーセンで書かれ、初稿をベッカーがビューヒナーの下宿で清書した。これをベッカーとクレムとでワイディヒに渡し、彼が前書きを付して『ヘッセンの急使』と命名して、最終的には、7月末オッフェンバハの Karl Preller の印刷所で完成するのである。

さて、『ヘッセンの急使』を執筆したビューヒナーの動機とこの宣伝文書のもつ革命的意図はどこにあったかを少し詳しくみてみよう。ビューヒナーは「このパンフレットで、ドイツ国民がどの程度まで革命に参加する気であるのかを確認したがっていた。が、そのうちにドイツ連邦に対する彼らのかかわり方を分析したって一般の民衆はいっこうにそれを理解しないであろうし、生まれながらの権利を問いたださうという呼びかけには耳を貸そうとしないだろう、と考えるようになった。むしろ反対に、民衆に彼らの現状を変える気持を起させることができるのは、身近な問題が彼らの眼前で暴露されるばあいだけだと信じるようになった。これをあのパンフレットで実行したのだ。その際彼はひとすじにヘッセン大公の政府を憎んでいたのではなかった。……彼が憎んだのは……ただ君主政体の原理にすぎない。それを、いっさいの貧困の原因とみなしたのだ。自分で書いたパンフレットによって彼はさしあたり民衆とドイツの革命家達の気持をさぐろうとしただけである」と。したがって『ヘッセンの急使』が大公国の予算分析から始まっているのは、税金の使い道がどのようになっているかを民衆に知らせることによって、彼らの物質的利害を通じて革命をひき起こそうとしている意図のためであることは明らかであろう。

ビューヒナーの初稿にワイディヒの前書きが付されたことは前述の通りだが、それによってビューヒナーが描こうとした最初のものとは大部ニュアンスが違ってしまっただけで、「自分が最も重要と考えたところ、それによって他の部分がいわば正当化されるはずのところ、ほかならぬその点をワイディヒがすっかり抹殺してしまった」としてビューヒナーはひどく憤慨し、最早この原稿は自分のものではないとさえ言っている。

「ギーセン人権協会」指導部の間で、かなりの意見の相違があったことは明らかである。つまりビューヒナーが革命の担い手を貧しい下層の人民大衆に限定し、彼

注(17) 本書、312ページ。1833年12月9日付、アウグスト・シュティーター宛の手紙。

(18) Fricke, Dieter, hrsg. v., Die bürgerlichen Parteien in Deutschland. Bd II, Leipzig, 1970, S. 163.

(19) Ebenda, S. 164.

(20) 本書、260ページ～261ページ。「ゲオルク・ビューヒナーの発言から」アウグスト・ベッカーの法廷陳述参照。

(21) 同上、263ページ。しかし、一方ではワイディヒのこのような修正を肯定的に見る説もある。

らの物質的窮乏が唯一の革命的要素であるとしているのに対し、ワイディヒは議会、憲法問題に運動を限定し、あらゆる層の大衆、ブルジョアジーも含めて運動に参加すべきであるとの見解をとっていた。特にワイディヒは下層の貧しい人民大衆が真の革命の担い手であるという意見のビューヒナーとは激しく議論しあったと言われている。

パンフレットの配布の方法をめぐって世に言うバーデンブルク集会が開かれるのである。この集会は1834年7月3日に開かれている。ビューヒナーはこの集会で自分の意見の正しさを立証しようとしたのだが、少数派にとどまったビューヒナーはワイディヒ派と妥協せざるを得なかったのである。したがって、パンフレットの印刷が承認されても二種類の配布方法が存在したことになる。この集会の感想をビューヒナーは次のように述べている。「マールブルクの連中ときたら、子供がお伽話で怯えるように、フランス革命に怖気をふるドイツのあらゆる村々をギロチンに抑えつけられたパリにかえてしまいはせぬかと心配する始末」であったと。

しかしワイディヒによって修正が加えられたとしても『ヘッセンの急使』が革命的文書であることには違いなかった。1834年11月にはマールブルクで第2版が出版されるが、ビューヒナーは関係していなかったようである。いずれにせよ、当時この種の文書が危険をおかしてまで第2版も印刷された事実は見逃せない。オーストリア首席大使の一メモの中で『ヘッセンの急使』がドイツ君主に対する極めて粗野な中傷で恥知らずにも暴動を勧めるところの最も悪い革命的文書のひとつとして主張されていることを見てもこの文書の意義が理解されるだろう。

当局による大迫害が開始された。『ヘッセンの急使』を受け取った農民は革命に立ち上るところか、ふるえながらそれを警察に届けたということであり、ビューヒナーの期待は空しく裏切られたのである。一時、ダルムシュタットに身を寄せていたビューヒナーも身に迫る危険を感じ、1835年3月1日にその地を脱出、3月9日ワイセンブルクで国境を越えフランス領に入り、亡命生活に入るのである。4月21日にクレムが、22日にはベッカーがそして24日にはワイディヒが拘引された。ビューヒナーを初め指導者を失った「人権協会」

は消滅した。これら逮捕者のうち、ワイディヒはビューヒナーがスイスで他界した4日目の1837年2月23日、打ち続く拷問に発狂し遂に獄中でガラスの破片で動脈を切り自殺したのである。

こうしてヘッセンの運動も1834年以来激しくなる当局の弾圧策の前にその幕を閉じるのであった。

6

ビューヒナーの社会思想は唯物論と無神論に貫かれる徹底した政治急進主義であり、それはフランス大革命の歴史研究を通じて学びとった歴史哲学に基礎を置くものであると言えるだろう。彼の歴史に対する鋭い洞察力は歴史の必然法則さえも見抜き、人間の歴史を世界史の発展過程のなかに見いだそうとさえしている。彼の歴史認識の出発点は、後年マルクスがパリ亡命中にフランス大革命の歴史研究を通じて歴史科学への信念を固めるに至った道程と軌を一にしていると言えないだろうか。いや、歴史認識の出発点ではビューヒナーをマルクスの先駆者とみなすことの方が妥当であろう。若しビューヒナーがマルクスの時代に存命していたら、おそらく彼らの間には何らかの関係が成り立っていたのではないのだろうか。

ビューヒナーは「社会を思想の力で、知識階級の手によって改造する」ことはできず、「社会的な問題では絶対的な法原理から出発しなければならぬし、新しい精神生活を築く力は人民に求めるべき」であるとの見解を明確に打ち出し変革の主体を広汎な大衆に見いだしている。このことは、若きマルクスが「真正」社会主義者との理論闘争を通じ、あるいはヘーゲル法哲学批判を通じて自らの世界観を確立していった過程と非常に類似した面を持っていると言えないだろうか。もちろんビューヒナーをマルクスとの類似点、共通点のみで関係づける軽率さは避けねばならないが、この両天才に通ずる思想の共通性に驚かされるのである。

ビューヒナーは大衆の物質的窮乏による社会変革の必然をみてとってはいるが、明確な社会主義的展望を持っていたわけではなかった。ある時にはサン＝シモン主義を嘲笑し、またある時は「時事文学によってわが国の宗教的理念を全面的にひっくり返すことができる

26) と思ひこん」でいるハイネやグツコーと一線を画すことで当時次第に隆盛のきざしを見せていた空想的社会主義とは無縁の存在であったことを証明している。ビューヒナーにとっては現実的認識からの出発が何よりも大事であり、眼前に横たわる歴史事実の中こそ現状を変革する唯一の基盤が存在することを確信していたのである。その事実を彼は大衆の物質的窮乏に見いだしたのであった。それゆえに彼は物質的窮乏に苦しむ大衆それ自身をして彼らに物質的利害を認識させそして啓蒙することを社会変革の第一手段とみなすようになっていったのである。彼がラムネー Lamennais やルルー Leroux の著書から影響を受けていたという見方もあるが確かな証拠はない。彼が彼の鋭い洞察力によって現実社会を見通していたという事実だけが彼の思想を理解できる唯一の事柄なのである。彼と革命行動を共にしたアウグスト・ベッカーなどは彼の思想を理解するのにかなりの時間を要したらしい。いわく、「ビューヒナーの言葉にひそむ詭弁を見ぬためには、彼がそれを口にした当時の私の年齢より、なお四年の歳月を要した」と。これはビューヒナーの思想が唯物論と無神論に貫かれた政治急進主義の故に、宗教的感情に強く支配されていたベッカーの方で理解できなかったのである。

これは飽くまで臆測の域を出ないのだが、このベッカーが40年代になってドイツ共産主義運動の父と称せられるワイトリック Wilhelm Weitling (1808—1871)の同志となってドイツの革命運動史上忘れ難い存在となるのはビューヒナーとの出会いによって磨かれた思想の研鑽に大きく負っていると言えないだろうか。

ビューヒナーの社会思想が徹底した政治急進主義の反面、啓蒙主義的側面を有していることは度々指摘されている。そして大衆の物質的窮乏こそが社会変革の動因であり、その物質的窮乏の原因が法の絶対的不平等にある点を力説、強調するのはフランスの伝統的共和主義思想の一派派に属するものとも考えられる。特に法の絶対的不平等と物質的利害を革命思想にまで高めている点はバブーフ以後ブランキに至るいわゆるバブーフ主義の流れを汲むものでもある。ビューヒナーをドイツにおけるバブーフと称することは荒唐無稽である

うか。しかしながら、いわゆるバブーフ主義が少数の精鋭革命家によって暴力革命を遂行しようとするのに対しビューヒナーの思想は「革命が徹底的に遂行されるにしても、それを実現し得るのはただ圧倒的多数の人民だけなのだ」という観点に立ち、「問題は、この圧倒的多数の民衆を獲得することにあり、それを実現し得るのは差し当りパンフレットのたぐいだけだ」として革命成功のためには圧倒的多数の大衆の支持を得、また大衆の啓蒙宣伝に重点を置くべきであるとしている点は明らかにバブーフ主義とは区別されるところのものである。圧倒的多数の人民を獲得し、そのための宣伝を強化すべきとの見解は後の革命運動、特に40年代以降の革命運動のあり方を暗示しているかのようでもある。ドイツ社会主義運動史上におけるビューヒナーの地位は改めて評価されるべきであろう。

彼の思想は徹底した唯物論に貫かれており、歴史事実を冷徹なまでに科学的に認識しようとした態度から生み出されている。しかも現存するものの中に既に社会変革の基盤があることを見だし、それを貧富両階級に求める革命的唯物論である。だが彼の言う大衆とは近代の資本制大工業から生み出されるプロレタリアートではなくむしろ農民であり、都市の手工業職人にその階級的視点が当てられている。また米たるべき社会が巨大な生産力を背景としたブルジョア社会であることを明確に把握していたかどうかは疑問である。しかしながら変革の主体が貧しい広汎な人民であり、人民の物質的窮乏こそ変革の一大要因であることを認識し、さらには妥協することなしに人民が政治的平等を獲得すべきことを主張したビューヒナーの意義は社会思想史上極めて大きいと言えよう。従来、ビューヒナーについての考察は専ら彼のすぐれた文学的才能とその作品を追求することに向けられることが多く、彼のもつ社会思想史的意義については強調されることは少なかった。ビューヒナーの果たした役割をあらゆる角度から追求すべき時を迎えたようである。

ビューヒナーのチューリヒ亡命時代の下宿——シュタインガツセ、現在のシュピーゲルガツセ12番地、キャプエ・パー・タムタム——の隣家、14番地のキャプエ・シエ・レオ＝レストラン・ヤーコプスブルンネンには彼に

注(22) 同上、260ページ。

(23) Obermann, Karl, *Deutschland von 1815 bis 1849*. 3., überarbeitete Auflage, Berlin, 1967, S. 98.

(24) 本書、348ページ～349ページ。1836年、グツコー宛の手紙。

(25) 同上、306ページ～307ページ。1833年5月27日以降付、家族宛の手紙。

注(26) 同上、345ページ。1836年1月1日、家族宛の手紙。

(27) Schraepfer, Ernst, *Quellen zur Geschichte der sozialen Frage in Deutschland*. Bd. I, 1800—1870, Göttingen. 2. Auflage, 1960, S. 19.

(28) 本書、259ページ。アウグスト・ベッカーの法廷陳述参照。

(29) 同上、258ページ。アウグスト・ベッカーの法廷陳述参照。

遅れること、およそ80年にして彼と同じように祖国を追われたロシアの革命家レーニンが住むことになり(1916年2月21日-1917年4月24日まで)、国こそ違えどビューヒナーの夢を引き継ぎ実現したことは歴史の織りなす因縁なのか、必然なのであろうか。

7

ここに紹介する『ゲオルク・ビューヒナー全集全一巻』(河出書房新社、1970年)は我国においてビューヒナーを理解するための最良にして唯一の手引書であろう。本書の刊行を機縁にビューヒナー研究が隆盛の方向に進んで行くであろうことを信じて疑わない。本書出版のために関係された諸氏に心からその労をねぎらいたい。

さて、ここでゲオルクの弟、ルートヴィヒについて若干触れておきたい。彼は哲学の基礎を自然科学に置き、エネルギー不滅の法則をもって一切の現象を説明しようとする一人であった。彼の哲学上の地位はもとより大事であるが、また一方ではドイツ労働運動史上における存在も捨て去り難い面を持っている。つまり、第一次インターナショナル成立前後のドイツ労働運動における進歩的労働者党の指導的イデオログの一人であり、アルバート・ラング、ラサール共に、その名を見落せない。時代の背景こそ違わが兄弟共に大衆の側に立ったインテリゲンチアであった。

とまれ本書の刊行によってビューヒナー研究の基礎が築かれたことには違いない。新刊紹介の意味をこめて、つたない一文とする。

尚、筆者はビューヒナー、ヴァイディヒと本書で統一、使用されているところをビューヒナー、ワイディヒとした。ご了承いただきたい。

〈参考文献〉 —特に、社会、政治運動を中心に—

- 1) Adler, Georg, *Die Geschichte der ersten sozialpolitischen Arbeiterbewegung in Deutschland*. Breslau. 1885.
- 2) Fricke, Dieter, hrsg. v., *Die bürgerlichen Parteien in Deutschland*. Bd. I, II, Leipzig, 1968, 1970.
- 3) 平井新, 「パソウフ主義と秘密結社」, 三田学会雑誌 24 卷 6 号, 昭和 5 年.
- 4) 加田哲二, 『社会経済思想史』, 西欧篇, 慶応通信, 東京, 昭和 39 年.

注(30) 同上, 586 ページ。「ゲオルク・ビューヒナー小伝」参照。

5) Kowalski, Werner, *Vorgeschichte und Entstehung des Bundes der Gerechten*. Berlin, 1962.

6) Engels, Friedrich, *Deutsche Zustände*. I-III, in: *Mars/Engels Werke* Bd. 2, S. 564-S. 584. Berlin, 1970. 邦訳, 「ドイツの状態 I-III」マルクス=エンゲルス全集, 第 2 卷, 590 ページ~609 ページ, 大月書店, 東京.

7) Kössel, Paul, *Georg Büchner und die Gesellschaft der Menschenrechte*. Jena. 1963.

8) Mehring, Franz, *Geschichte der deutschen Sozialdemokratie*. Erster Teil. in: *Franz Mehring Gesamtelte Schriften*. Berlin, 1960.

足利末男, 平井俊彦, 林功三, 野村修共訳『ドイツ社会主義史』(上)ミネルヴァ書房, 京都, 1968 年.

9) Mihm, Karl, A. Fr. L. Weidig, Ein Beitrag zur Geschichte des vormärzlichen Liberalismus. in: *Archiv für hessische Geschichte und Altertumskunde*, Bd. XV, 1928.

10) Obermann, Karl, *Deutschland von 1815 bis 1849*. 3, überarbeitete Auflage, Berlin, 1967.

—, *Zur Frühgeschichte der deutschen Arbeiterbewegung (1833-1836)* in: *Beiträge zum neuen Geschichtsbild*. Zum 60. Geburtstag von Alfred Meusel, Berlin, 1956.

11) Schraepler, Ernst, *Quellen zur Geschichte der sozialen Frage in Deutschland*. Bd. I, 1800-1870. Göttingen 2. Auflage, 1960.

12) Shieder, Wolfgang, *Anfänge der deutschen Arbeiterbewegung—Die Auslandsvereine im Jahrzehnt nach der Julirevolution von 1830*. Stuttgart, 1963.

13) 島崎晴哉, 『ドイツ労働運動史』, 青木書店, 東京, 1968, 第 2 刷.

14) セレブリャコワ, 西本昭治訳, プロメテウス 1, 2, 『若きマルクス』 I, II, 新日本出版社, 東京, 1967.

15) Wermuth & Stieber, *Die Communisten-Verschöörungen des 19. Jahrhunderts*. 2 Bd. Berlin, 1853/1854.

(河出書房新社, 1970 年刊, A5, 628 頁+IX, 2, 900 円)

付記 本稿の執筆に際しては、平井 新、白井 厚両先生に多大の御世話をごちやうございました。ここに謝意を表します。

—1971. 2. 16.—

書 評

ジョン・ラヴェル著

『1870 年から 1914 年に至るまでの
波止場労働者とドック労働者』

John Lovell, *Stevedores and Dockers, A Study of Trade Unionism in the Port of London, 1870-1914*, 1969, London.

ロイ・グリーゴリー著

『1906 年から 1914 年までの
炭坑夫とイギリスの政治』

Roy Gregory, *The Miners and British Politics, 1906-1914*, 1968, Oxford.

1

ここにとりあげた 2 著は、イギリス独占資本主義形成期における労働運動を、それぞれ独自の立場と独特の観点から追求した実証的・歴史的な研究であり、独占資本主義段階における労働運動および労使関係の研究が、わが国において注目すべき問題としてクローズアップされている今日、われわれに示唆するところきわめて大きい。

ラヴェルはすでに、TUC(労働組合総評議会)の歴史の共著者としてもわが国に知られているが(B. C. Roberts and J. Lovell, *A Short History of the TUC*, 1968, London), ケント大学の社会・経済史学の講師の職にある。この研究は、従来しばしば、1889 年、かの歴史的な大ドック・ストライキによって、新組合運動の主役となった波止場およびドック労働者の組織について、1880 年以前にはその組織が存在しなかったということが通説とされてきたのになら、E. J. Hobsbawm の先駆的な研究などに刺激されつつ、1870 年代からの組織の状況およびドック労働者の状態を歴史的に叙述し、やがてそれが、1910 年代の労働運動の昂揚期に、全国合同波止場およびドック労働者組合に発展していく過程を、労使関係を中心として分析したものである。つぎのような内容から成っている。

- (1) 港 湾
- (2) 労働力
- (3) 1870 年から 89 年に至るもっとも初期の組合

(4) 1889 年の大ストライキ

(5) 分裂, 1889 年以後の労働組合運動

(6) 1911 年の大飛躍

(7) 1912 年のストライキ, その起源および余波, 結論。

著者はまず、「第 1 章港湾」において、ロンドン港の特徴を、つぎのようにとらえる。1850 年代のロンドン港は、East and West Indian, London, St. Katherines, Grand Surrey および Commercial Dock Companies の 5 大独占会社の掌中にあり、これらが相互に競合関係にあったことを指摘し、これが労使関係にあたえる影響から考察をはじめめる。テムズ河の南北両岸およびロンドンに至る河岸は、多くのドックがなっているが、dock(波止場)と wharf(埠頭)との区別について、①後者は、大洋航海船をうけいれることはできず、前者に入ることになる。しかし②外国からの貨物をうけいれるのは、dock よりむしろ wharf であり、従ってそれらは、はしけで、dock から wharf へ運ばれる。そこで、wharf の方が、dock に対して圧倒的な優位に立つこととなる。蒸気機関の大型化にともなうドックの大型化、こうした変化は、1800 年から 1900 年にかけていちじるしくなり、East and West Indian Company と London Company との合併による企業の大規模化は、当然に、労使関係にもいちじるしい変化を及ぼすこととなったのである。労働力構造はきわめて複雑であるが、問題はその雇用構造にある。港湾労働は、原則として臨時雇用(casual employment)に依存し、きわめて少数の専門的な熟練労働者も除けば、大部分の労働者は、季節の変動あるいは景気変動に左右される完全な臨時労働者(complete casual)であった。季節的な繁忙と閑散の交替現象に対応するために、港湾労働市場は絶えず、労働力供給が過剰でなければならず、しかもそれがいつも待機姿勢で非流動的な形態で存在しなければならなかったのである(pp. 34-35)。このような労働市場の存在形態の特殊性の分析の上に立って著者は、ドック労働力を船上労働者(worker on the ship)と海岸労働者(worker on the shore)とに基本的にわけ、この両者の職務内容を分析し、前者の後者にたいする優越性とこれにともなう賃金格差の問題についてふれている。この点の分析は、いままで明らかにされることの少なかった問題であり、とくに歴史的な 1889 年のドック・ストライキに密接に関連するロンドンの雇用構造の特徴を、たとえばリヴァプールやニューヨークで行われたように、船舶所